

助け合い 生きる安心 社会保険

社会保険 しまね

令和2年5月号

No.827

Index

P2. 日本年金機構からのお知らせ

P3. 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4. 島根県社会保険協会からのお知らせ

鬼の舌震(島根県仁多郡奥出雲町)

急流の侵食が作り出した、巨岩が重なり合う峡谷。美しい新緑や紅葉をバリアフリーの遊歩道から楽しむことができます。

令和2年度 算定基礎届(定時決定)について

事業主の皆様には、毎年1回、7月1日現在におけるすべての被保険者(社会保険に加入している従業員)の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」を提出いただいています。今年度の「算定基礎届」につきましては、令和2年6月中旬より、順次、事業主へ送付いたします。



原山雲海ロード
(邑南町)

この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則として1年間(9月から翌年8月まで)固定され、納めていただく保険料の計算や、将来受け取る年金額等の計算の基礎となるものです。
適正な届出と提出期間内でのご提出をお願いいたします。

提出
期間

令和2年7月1日(水)～
令和2年7月10日(金)

提出
方法

郵送(同封される返信用封筒をご利用ください。)または電子申請

郵送先

日本年金機構岡山広域事務センター
〒700-8501 岡山市北区新屋敷町1-1-18 山陽新聞新屋敷町ビル5F

本年度の算定基礎届事務講習会は、会場へお集まりいただくことに代えて、
日本年金機構ホームページに掲載した資料及び動画を皆さまにご覧いただくことにより実施します。

日本年金機構のホームページの大切なお知らせ等からアクセスいただけるページに、「算定基礎届」の記載方法等に関する資料及び動画を掲載しますので、そちらをご確認いただくようお願いいたします。
大変ご不便をお掛け致しますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

算定基礎届等の記入・提出時の注意事項

● 支払基礎日数が17日未満の月の取扱い

標準報酬月額は、4、5、6月に支払った報酬の平均額から算出しますが、支払基礎日数(報酬の支払対象となった日数)がそれぞれ17日^(※)以上あることが要件です。支払基礎日数が17日未満の月の報酬月額は、「算定基礎届」の報酬月額の総計および平均額の計算に入れないでください。

※国・地方公共団体及び特定(任意特定)適用事業所にお勤めの短時間労働者の場合は、11日となります。

● 一時帰休による定時決定の取扱い

一時帰休による休業手当等を支払った場合は、その休業手当等で報酬月額を算定します。(4、5、6月に通常の報酬も支払っている場合は、休業手当等にその報酬も含めて算定します。)ただし、4、5、6月の間に一時帰休を解消し、通常の報酬を支払った場合は、休業手当等を支払った月は除いて報酬月額を算定します。

その他、記入・提出時の注意事項は、「算定基礎届」に同封されています「リーフレット」等をご覧ください。

令和2年4月から、さらに電子申請が利用しやすくなりました!

令和2年4月から、無料で取得可能なID・パスワード(G Biz ID)で電子証明書がなくても電子申請が可能になりました。ぜひこの機会に、電子申請の利用についてご検討ください。 詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

子ども・子育て拠出金率が改定されました

令和2年4月分(令和2年6月1日納期限)から、

子ども・子育て拠出金率が、1,000分の3.6(0.36%)に改定されました。

子ども・子育て拠出金については事業主が全額負担することとなります。

参考 令和2年3月分(令和2年4月30日納期限)までの拠出金率は1,000分の3.4(0.34%)

お知らせ

令和2年3月号でご案内しておりました「新任事務担当者説明会」につきましては、緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ令和2年5月は開催しないことといたしました。なにとぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

■ 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540

■ 出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045

■ 浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

医療費を 全額自己負担したとき

入社後、こんなケースの従業員様はいらっしゃいませんか？



資格取得手続き中など、健康保険証を医療機関へ提示することができず、医療費を全額自己負担した場合、協会けんぽへ“療養費”を申請することで、保険適用分の払い戻しを受けられます。

ただし、“やむを得ない”場合に限り払い戻しとなり、一定の審査がありますのでご注意ください。

ケース 1 資格取得手続き中(健康保険証が届く前)に急病で医療機関を受診した場合

申請書	健康保険療養費支給申請書(立替払等)
添付書類	①診療明細書 ※医療機関が発行
	②領収書の原本 ※医療機関が発行



POINT

資格取得手続き直後に医療機関への受診予定がある等、事前に医療機関へ受診することがわかっている場合には、資格取得手続きと同時に“健康保険被保険者資格証明交付申請書”を年金事務所へ提出すると、健康保険証の代わりとなる証明書(20日間有効)の発行を受けることができます。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

ケース 2 協会けんぽ加入直後に資格がなくなった保険証(国民健康保険など)を使用したため医療費を返還した場合

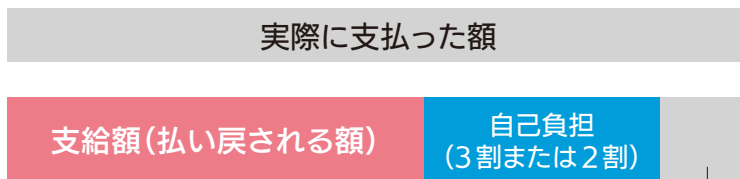
申請書	健康保険療養費支給申請書(立替払等)
添付書類	①診療報酬明細書 ※医療費を返還した先の保険者が発行
	②領収書の原本 ※医療費を返還した先の保険者が発行



POINT

「入社後には従前の健康保険証を使用することができない」ことを従業員の皆様へ周知いただきますようお願いいたします。

支給額



保険診療として認められないものは支給対象外となります。

療養費の申請期限は2年です。
お早めにご申請ください。





NEW

家庭常備薬斡旋のお知らせ

当協会では、福利厚生事業の一環として、会員事業所にお勤めの従業員とその家族の皆様へ、疾病予防や健康管理にお役立ていただくため、家庭用常備薬の斡旋を行うことといたしました。

年2回程度予定しておりますので、是非ご利用ください。

詳しくは、今月号に同封のチラシまたは当協会ホームページ【助成事業】をご覧ください。

令和2年度 健康づくり事業及び各種実務講座等の開催について

現在発生しております新型コロナウイルス感染症による感染リスク回避と多数の方が集まる事業等の自粛状況を踏まえ、会員事業所の皆様の健康と安全を考慮した結果、令和2年度「社会保険事業のご案内」に掲載した実務講座等の開催が厳しい状況です。

今後の状況により、協会事業の開催を中止する場合がありますことをお知らせいたします。

会員事業所の皆様には大変申し訳ございませんが、ご了承いただきますようお願いいたします。

お願い

令和2年度版「社会保険の事務手続」の送付について

社会保険の事務手続の申込ハガキはお送りいただきましたでしょうか。希望された冊数によりお届け方法が異なります。

- 1冊申込の事業所様には今月号に同封しております。
- 2冊以上をご希望の事業所様には、**事務手続1冊及び追加購入用FAX用紙を同封しております。**
(2冊目以上は、製版元から直接お送りいたします。)

申し込みハガキを送ったのに同封されていない事業所様

- 今年度の社会保険協会費を納入いただいておりますでしょうか。
 - 送付先事業所名などが記載されていないハガキがあり、送ることができません。
- ※お心当たりの事業所様は、電話にて当協会までお申し出ください。

申込ハガキを送り忘れた事業所様

- ハガキをお送りください。保有冊数(在庫)の範囲内でお送りいたします。

お知らせ

プール・ジム利用助成について

7月からご利用いただける、令和2年度の「プール・ジム共通利用券」を今月号に同封いたしました。6月末までは前回お送りしております黄色の券(令和元年度用)をご利用ください。

対象施設

- スポーツクラブ隠岐 ● 鹿島総合体育館
- ラ・ペアーレ浜田 ● テルサスポーツクラブ
- マリントラソ出雲

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、対象施設では営業時間の短縮、利用制限、休館等の対策が行われています。ご利用に際しては、対象施設のホームページ等でご確認をお願いします。

お知らせ

浜田地区ソフトボール大会延期のお知らせ

浜田支部主催の令和2年度ソフトボール大会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、「5月17日(日) 益田会場」及び「6月7日(日) 浜田会場」の開催を延期いたします。

今年度の開催につきましては、当分の間は開催を見合わせ、今後の状況を判断したうえで開催の可否について別途ご案内を行う予定です。

報告

島根スサノオマジックホームゲーム観戦チケット助成

社会保険しまね3月号でお知らせした「島根スサノオマジックホームゲーム観戦チケット助成」は、助成対象としてご案内した全試合が、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となりました。

新規事業としてご案内いただきましたが、次シーズンにあらためてご案内する予定ですので、よろしくお願いいたします。

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから!

日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>

島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社|会|保|険 しまね

発行者 / (一財) 島根県社会保険協会

TEL.0852-27-5059

文書提供 / 松江・出雲・浜田年金事務所、
全国健康保険協会島根支部

2020.5.15発行

通巻827号

※次回の発行については令和2年7月を予定しています。